

第七章 戦時下の大蔵省

話は少し戻るが、昭和十二年に第一次近衛文麿内閣が組閣されたとき、蔵相の候補にあがった賀屋興宣は、近衛に、一、物資需給の適合計画、二、国際収支の適合計画、三、生産力拡充の具体的計画、という三つの柱から成る、ある程度の経済統制を前提とした「財政経済三原則」を示し、「内閣としてこれを受け入れるならば、入閣する」と答えた。

近衛が応諾したので、賀屋は蔵相に就任したが、その一カ月後、蘆溝橋事件が発生して、この三原則の上に、準戦時統制経済の路線が打ち立てられることになる。

この点について、賀屋は書いている。

「……三原則の実行で、戦時経済は曲りなりにも運営され、昭和十三、十四、十五年と順次、わが国経済は予想されたよりは安定した運行をみた。太平洋戦争に突入するまではむしろわが国の財政経済の状態は悪くなかったといえる。けれども考えようによっては、これはわが国の運命を非常に悪い方に導いたともいえるのである。この財政三原則で戦時経済が案外困難が少なく運営されたからこそ、軍部も日支事変をどんどん発展させていったとも考えられる。日支事変をあれだけ発展させてやれたのだから、対米戦争もやれるかのとき錯覚に陥ったとも解釈できるのである。

……私は当時の財政経済をなんとか收拾したことは、たいへんな誤りを犯したのではないかと、いまはつくづく考えるのである。それでは、当時、全くそういう点に気がつかなかったかといえ、必ずしもそうではない。無謀な軍部の進

み方を反省せしめるためには、財政経済が混乱に陥る防止策を抛擲した方がよいとも考えぬではなかったが、結論としてそれをなしえなかったのは、二・二六事件以後の状況を私は次のように判断していたからである。

……いわゆる陸軍あるいは革新勢力一派というものは、皇室というシャツポをかぶった一種の共産主義者である。財政経済を混乱に陥れば彼らはそこに乗じて一つの革命を行うだろう。経済が混乱に陥るのは統制経済が不徹底だからだとして、徹底的に、いなむしろ無鉄砲に統制経済をやるべしというふうな逆に出てくるだろう。こつという危険を感じてなんとかして財政経済の混乱を防ごつというのが私の考え方であった。

……春秋の筆法を借りれば、その結果が太平洋戦争の大敗戦にまで発展したともいえるのである。」（賀屋著『私の履歴書』）

ここにこの文章を引用した理由は、大蔵省生えぬきで高橋健全財政の支柱の一人であった賀屋のこの 深刻きわまる告白 が、大平も含めて、当時の多くの大蔵官僚の気持に通ずるものがあると考えられるからである。

大平が大蔵省にかえってきたのは、すでに日米開戦後半年余がたった昭和十七年の夏だった。緒戦の戦果の酔いも醒めるようなミッドウェー海戦の敗北以来、戦局は次第に日本に不利になろうとしており、あらゆるものが『聖戦の遂行』に動員されつつあった頃である。

大平はそういう中で、主計局における文部省と南洋庁の予算主査を命ぜられた。さしあたっては、昭和十八年度の予算編成があった。十七年度の予算は、当初予算編成後間もなく開戦をむかえたため、戦費の大部分を臨時軍事費に頼らねばならない応急的なものであったが、十八年度予算はこれと異なって、本格的な戦争予算として編成されることになった。

大平主計官の担当する文教行政部門は、 文教刷新 という名目で、各方面からの要請が強く、科学技術の振興、師範学校の昇格、英才教育の助長、東洋文化の開発等が取り上げられていた。

「東大に第二工学部が出来、各大学の理工学部の講座が無闇に増設され、或は、全国各地に、高等工業学校や、医学専門

学校等、所謂理科系の学校が新設されたのもその頃である。又帝大の附属医専を始めとして、夜間高工が既存の学校に附設され、或は、高等商業学校を高等工業学校に改組する等という荒っぽい手段が講ぜられたのも、斯様な風潮を背景にしてであった。各帝大と有数の単科大学に大学院が附設され、各大学に無数の研究所が設立されたのも、正しく、その時期であった。」(『財政つれづれ草』)

この時期に大平が扱った文教行政上の主な問題は、学校新設問題と大日本育英会の設立である。

まず学校新設問題だが、文部省はこの時とばかり、十五の高等工業、十一の医学専門学校、四つの高等師範の新設予算を要求してきた。

「私は、その膨大な要求を受けて、実のところ啞然とした。……学校を設立する等ということは、慎重の上にも慎重を期してやらなければならない性質のものである。それなのに、こんなに沢山の学校を一度に造ってくれ等というのは、何としたことだろうと天を恐れない大胆な要求に公憤を禁じ得なかった。」(同前)

そこで大平は、文部省に対してなぜこれだけの高等工業学校の新設が必要なのかの資料を要求した。しばらくして返ってきた答は、「日本の各産業が最もよく技術者や指導者に恵まれ、労働者に対する技能者の割合が一番高い昭和十四年水準にもどしたい」ということであった。そこで大平は、「それでは、現有施設に収容中の学生が、新增設の学級の完成年度(昭和二十二年度)において全部卒業した暁には、どういふ状態になりますか。つまり、養成中の生徒が全部卒業して職業に配置された場合、文部省の要求されている昭和十四年度の水準にまで到達できるかどうか、一つ調べてみていただけいでしょうか。それを見た上で大蔵省としての態度を決めましょ」と応じた。

試算の結果、学校新設や学級増加をしなくとも、現存の施設だけでも昭和十四年水準を満たしてあまりあることがわかった。医学専門学校についても、高等師範についても、同様の結果が得られた。そのため学校増設案は沙汰やみになったかに見えた。

ところが、「昭和十七年もおしつまった大晦日の夕刻であった。昭和十八年度の予算の計数整理を了え、一月四日の初閣議に提出すべき書類をまとめた上で、机の上を片付けて帰宅の準備にとりかかった時、私は植木（庚子郎）主計局長（のち大蔵大臣）から呼出を受けた。今頃一体何だろう。大晦日で早く帰って一風呂浴びて、楽しい正月を待とうと考えているのに、局長は何と情のない人だろうと、心中不平を抱いて局長室に入った。局長は、言下に、「君、長野に高工を、前橋に医専を、夫々作ることにして予算を計上してもらいたい」と言った。私が、「それはどういわけですか。私と文部事務当局との間には、既に学校を一つも造らないということ、ちゃんと話がついておりますのに」と殆んど反抗的に拒絶の姿勢で抗議した。局長は、浮かぬ顔をして、「いや、これは手の届かないところで決められたのだ。どうにもならぬのだ。ともかくも計上してくれ」と繰り返して言うのであった。」（同前）

これは、大臣クラスの話合いで決まったものとあとでわかったが、大平は、役所で徹夜の作業をする羽目になった。

その日、大平の蒙疆での後任をつとめ終えて帰国し、同じく主計局で大平と机を並べて農林省の予算を担当していた佐藤一郎も、やはり同じ徹夜組だった。

「大平と私と、もう一人大平の同期の男と三人が、虎ノ門の地下鉄の入口の前で顔を合わせたんです。うらうらとした元旦でね、まわりじゃみんな着飾っている。なんだおれたちだけ、と三人はむかつ腹を立ててね、癪にさわるから一杯やろうってんで、そのまま神楽坂へ行って飲んじゃった」。

第二は大日本育英会設立問題である。この育英会設立の運動は、昭和十六年春から始まる。まず問題になったのは、貸費にするか給費にするかということであったが、昭和十六年末には国民教育議員連盟の三宅正一衆議院議員の手許で貸費制を基本として、中学二十万人、専門学校一万人、高等学校および大学一万人に対して一定金額を支給する「規模雄大な」原案が作成された。

昭和十七年二月、同連盟は、「興亜育英基金制度創設」を中心とする、「大東亜教育体制確立二関スル建議案」を議会に提

出した。

同盟の小山亮は、「その趣旨には東亜全域に送り出すべき歴大な人員の『指導者』を養成するという要請と、反面、国民の能力あり経済力伴わぬ者に教育の機会を均等に提供する、という要望との、二つの面があるが、議員同盟の真意は後者にあつた。ただし、当時軍国主義の傾向ようやく濃厚で、これに逆うことは、事実上不可能だったため、前者をいちおう効能書に採り入れざるを得なかつた。」(『日本育英会二十年記念誌』)と述べている。

連盟会長の永井柳太郎は、提案の趣旨説明に立つて次のように演説した。「明治ノ御新政ハ、明治五年ノ学制發布ニ際シテ賜ハリタル御沙汰書ニ一般ノ国民ヲシテ均シク学ニ就カシメ邑ニ不学ノ家ナク家ニ不学ノ人ナカラシメニコトヲ期ス ト明記セラレタ如ク、教育ノ機会ヲ身分ノ上下ニ拘ラス、広ク全国民ノ前ニ開放シ、以テ国民ノ内ニ潜ム良智良能ヲ最高度ニ發揮セシムルコトヲ以テ、国家興隆ノ根本トナスト同時ニ、又政治ノ最高理想トシタノデアリマス。……大東亜共栄圏建設ノ盛業ヲ完遂セントスルニ当ツテモ、政府ハ明治新政ノ大精神ヲ奉ジ、興亜国民教育ノ普遍化ニ全力ヲ傾倒シ、国民ノ能力ヲ総動員シ、全国民ト共ニ其ノ大経綸ヲ行フノ覚悟ガナクテハナラヌト思フノデアリマス」。

永井は、このように、機会均等の育英の精神に重点を置いてその趣旨を述べたあと、国民教育の現状に触れ、国民学校(小学校)を卒業するもののわずか一割五分しか上級学校へ進学しない現状では、「大東亜民族ヲ指導スルニ足ル高度精神力、高度知識力及ビ高度技術力ノ大動員ヲ期待スルコトハ至難」と断じて、「例ハバ興亜育英金庫ト云フガ如キモノヲ創設シテ、国家ガ其ノ学資ヲ貸与シテ、教育ヲ継続セシムルノ途ヲ開クコソ、独リ人材ノ養成ニ対スル国家ノ要求ニ応フルモノデアルノミナラズ、又国家ノ政治ヲ正義ノ上ニ確立スル所以デアルト信スルモノデアリマス」と説いた。

この演説は非常な感銘を呼び起こし、建議は満場一致で可決された。

そのような時期に、大平事務官が主計局で文部省予算主査のポストにつき、賀屋蔵相の命によって、この問題を扱うこととなったのである。

大平が香川県育英会と鎌田共済会の援助を受けて大学に進学できたことは、すでに述べた。彼は、定められた通りの手

順で貸与された学資を完済したとき、「一、二年間お礼奉公の意味で、毎月若干の寄付をさせてほしい」と申し出たほどであるから、育英資金を支給されることがどれほど有難いことであるかは身に沁みて知っていた。だが、自分のようなものでも、これら民間の資金によって大学を出られたという経験があっただけに、彼は、公的な育英事業は別の理念、別の制度によらねばならぬものと考えたらしい。大平の作った試案は、本当の英才だけを給費で援助するという立場から考えられていたので、対象人員は限られてくる。当初想定した中学二十万人という案は、文部省案では実情に合わせるというこゝとで三万人になっていたが、大平案はそれよりもまだ少ない。当然ながら、議員連盟の反発はさげられず、あいだに立つた文部省の学芸課長劔木亨弘（のち参議院議員、文部大臣）の苦勞はひととりのものではなかった。

劔木課長は、真夏の暑い午後、毎日のように大平のところまで出かけて行って説得するが、大平は、そりゃだめだ、そりゃだめだ、と言うばかりで、いっこうに納得せず、終業の五時がくると、椅子をクルッと回して机の上に足をあげ、引出しから酒のびんを取り出して、茶碗で一杯やりはじめた。たまりかねた劔木が、「私にもくださいよ」とせがんだこともあった。

大蔵省内でもいろいろの議論があったが、大平の筆によると、最後に植木主計局長が次のように言いだした。

「自分は、貧しい家に生まれて、到底上級学校に進学できる身分ではなかった。そこで、已むなく姓を変えて養子に行き、養家から一高、東大へと進学させて貰ったのだ。男が自分の姓を変えろということとは辛いことだ。しかし、向学心をもっていても、貧しいため、心ならずも、こうした道を選ばなければならない人が多かるう。自分は、日本の後進青年のために、こうした辛酸をなめさずに忍びない。そこで自分は、非常な情熱を傾けて、この制度の発足に努力しているのだ。大平君、どうか自分の心情を汲みとって、出来るだけ多くの人に、この恩恵が均霑されるよう考えてもらいたい。」（『財政つれづれ草』）

植木局長は、目に涙を浮かべて、大平に協力を求めた。

「それまで、数字と論理の一点張りで頑張っていた私の頑強な気持も、この言葉を聞いて雪が陽光に解けて行くように、解

けて行つた。私は植木主計局長の意を体して、当初の私の提案を大幅に是正し、給費を貸費に改めて、国会に提出した。」(同前) こうして、大日本育英会は昭和十八年十月十八日に発足することになったのだが、『日本育英会二十年記念誌』の記述には、そこに、大蔵省との折衝の困難さが述べられており、大平の抵抗の激しさがうかがわれる。

そういう自分自身について、大平は次のように反省している。

「大蔵省の役人というのは、職業柄、何をやるにしても、なるべく金をかけないように心懸ける本能をもっていた。そのことは、確かに一面、よいことには違いないが、他面、そのために中途半端なものが出来上つて、悔を後年に残す場合もあつたことは否めない。一般に金を使うことはむずかしい仕事である。殊に公金を扱うことは、難事中の難事である。私などは、勿論貧困に育つた身であるから、どちらかと言えば、寸錢を借しむ本能においては、人に劣るものではなかつた。従つて、私の予算査定は、大抵の場合、きびしかった。大日本育英会も、不幸にして、きびしい私とその産婆役に廻り合せてたわけだ。」(同前)

大日本育英会が創立されて三十九年の年月がたつ。この事業は、戦局の重大化と財政の窮迫化の中で多くの人の努力によつて誕生し、まもなく敗戦をむかえたが、戦後の混乱によつて崩壊に瀕した学生生活の支えとして、大きな役割を果たし続けた。現在までの学貸貸与奨学生総数は三百三十万人、また貸与金総額は六千三百八十四億円のぼっている。戦時に創始された事業のなかでいまだに存続しているばかりでなく、ますます重視されるようになっていく稀有の例である。

大平自身の書いたものを見ても、彼がこの育英会の誕生に一役買ったことを誇りとしていることがうかがわれる。

大日本育英会の発足の見通しがついた昭和十八年八月に、大平は外資局総務課に移つた。外資局は、前年十一月の行政簡素化のための組織改正によつて、従来の為替局が名称変更したものである。しかし、これはたんなる改称ではなく、太平洋戦争の開始によつて転換することになったわが国の対外金融、経済政策に対応しうる新しい機構への改編を意味する

ものであった。

大平は興亜院の出先に在勤して、為替や对外投资にも経験を積んでいたため、このポストに任せられたものと見られる。だが、国際金融の仕事も覚えようと本格的勉強を始めていた矢先に、池田勇人国税第一課長から「自分が局長に赴任する予定の東京財務局（もと東京税務監督局、昭和十六年七月に改称）に間税部長として一緒に来てくれないか」という誘惑を受け、わずか三カ月で外資局のこのポストを離れることになった。池田はこうして、かねてから囑目していた大平を、はじめて自分の直接の部下に持つこととなったのである。

「池田局長は、就任の当日、私を呼んでにっこり笑いながら『君は税法を本格的に勉強していない。自分が局長に在任中、みっちり仕込んでやるから、その積りで』と申し渡された。そこで私は、言下に『御好意は有難いと思いますが、そのことだけは御断り申し上げます。私には練達堪能で税法に精通した部下が沢山いますから、税法上の疑義は私の部下と御相談を願いたい。私は税法に精通していませんが、生きた行政は決して法律の条文の中からは生まれてこないと思いません。私の常識で、捉われない間税行政を一つやってみたいと思います』と答えた。これには流石の池田氏もたつてとは言われなかった。』（『財政つれづれ草』）

そんな大平が行った『捉われない行政』の一つが、『国民酒場』であった。

戦争が激化するにつれて、あらゆる消費物資が窮迫してきたが、もちろん、酒もその例外ではなかった。全国の酒の生産量は、昭和十一年に四百十四万石であったものが、昭和十七年には百八十六万石に落ちていた。（『国税庁統計百年史』）そこで、酒類配給統制規則等によって、配給機構の整備が行われ、配給権は税務当局が所掌することとなった。

当時の酒の配給は、家庭用、業務用、特殊業務用に分けられていたが、家庭用酒では一カ月当り一世帯で二合程度、業務用酒でも一店当り二丁三升程度であった。したがって、料飲店等の業者はこの量の酒では商売にならず、受配した酒類をヤミに流したり、自家用に費消しているという風評がもっぱらであった。

大平間税部長はこの対策に腐心していたが、そのうち、東条英機内閣が『享楽停止令』を実施して、食堂のような大衆

性を持ったもの以外の料飲店はすべて閉鎖された。それまで実績に応じて酒の配給を受けていた料飲店は配給を受けられなくなり、業務用酒があまることになったのである。そこで大平は、業務用酒の効率的配給要綱 案を作成した。享業停止令で閉鎖された店舗を再利用し、失業した従業員を使って新たに酒場を開き、あまった業務用酒を一般の人に飲ませようというのである。料飲店側も、業務の再開にそなえて配給実績を確保しておきたいという希望が切実であったから、けだしこれは一石二鳥ないしは三鳥の名案であった。

ただ、この頃、料飲店の監督官庁は警視庁であり、『国民酒場』の開業はその諒解を得なければならなかった。当時、大平間税部長の下で勤務していた阿部清次郎（のち日本洋酒組合副理事長）は、「大平さんは、私を件につれて警視庁に赴き、古参の経済部長とお会いして、堂々と隔意のない意見を交わした結果、警視庁の諒解を取りつけて、業務用酒の効率的配給に踏み切ることができたのです。大平間税部長でなければできなかったと思います」と言っている。

もちろん、酒の販売店にも協力を求めなければならなかった。当時は都内に約五千軒の酒の小売商があり、小売酒販組合の理事長には川島正次郎（のち自由民主党副総裁、故人）、副理事長には広川弘禪（のち農林大臣、故人）があたっていた。「広川さんは銘柄の名前が書いてある前垂れ掛けをつけた仕事着姿で、よく私のところへ見えていたものである。」
（『私の履歴書』）

その名も 国民酒場 と銘づったこの庶民のオアシスが店開きしたのは、昭和十九年五月五日、太平洋戦争の戦局は日に日に悪化しつつある頃のことであった。五月一日の『朝日新聞』は、「酒は一合、麦酒は一本、国民酒場の営業方針」という見出しで次のように報じている。

「五月五日頃から都内三十五区二〇四力所で 国民酒場 が開かれるが、その営業細目について、三十日警視庁から左の通り発表された。 国民酒場数は酒を供する店六十五箇所、ビールを販売する店三十九箇所、酒は一人当り三級酒一合、ビールは壘詰一本、半リットル入り酌器一杯が公定価格で販売され、それにお客の希望によって十五銭以下の簡単なつき出しがつく。 営業時間はその土地の実情に応じて決められるが、原則として午後六時から二時間、一箇月二十六日間営

業する。経営は料飲組合から委員を選出し、その委員の共同計算制で行はれる。一店の収容人員は二五〇名から二六〇名程度」。

「国民酒場」は、ようやく戦いに倦み、きびしい耐乏生活とはげしい勤労に疲れた都民の間に予想外の好評を呼び、次第に数を増やして、都内約三百軒程度となり、終戦まで運営された。

この頃、横須賀税務署長だった天野四郎（現静岡信用金庫理事長）も、横須賀で一般向けの「勤労酒場」と下士官、水兵用の「国民酒場」を開いたが、「わたしは、大平正芳東京財務局間税部長の了解をえているし、海軍も大衆もわたしを支持していたので、強引に押し切った。県警は、表立って反対するわけにはいかなかったので、警官に酒場を巡回させて「勤労酒場」の看板をおろさせるなどの嫌がらせをした。その後から、われわれが浮かけていって、また看板をかけさせた」と述べている。

池田勇人の夫人満枝さんは、この頃の大平について、次のように回想している。

「戦争も終わりに近く、何せ、料理屋の類がほとんどなかった時代でしたので、池田はよく総務部長の吉田晴二さん、直税部長の北島武雄さん、間税部長の大平さんなど財務局の幹部の方をお連れして小宴会をしておりました。大平さんは「国民酒場」が成功したことがとてもうれしいらしく、うちへくると、「奥さん、みんな喜んで行列して飲んでますね」と言っていました。間税部長さんは体格もいいし、さぞかしお酒に強いだらうと思ってお酌をしようとする、大平さんは「奥さん、本当言ったら、ぼくはアルコールがだめなんです」と言われました。お酒のいただけない方が酒の係の部長さんとは皮肉なものだなと思いました」。

大平が発案したこの「業務用酒の効率的配給の実施」は各地の財務局の反響を呼び、全国の大都市ではこれに準ずる「国民酒場」がつぎつぎと開店され、渴いた市民の喉をつるおした。「尤も、酒場運営のポストと結託せる警官が、一般庶民向けのお酒の一部を巻き上げて飲むという事実は決して皆無ではなかった。」（『財政つれづれ草』）

作家高見順の『敗戦日記』には、そのあたりの事情が描かれている。次は敗戦間近い昭和二十年六月二十六日の日記の

抜粋である。

「……浅草へ行った。焼け残った木馬館の前の、もとは、ところてんか、おでんか売っていた掛茶屋のような汚い小屋が、象潟署管内の『てんぶら班』が共同でやっている国民酒場になっていた。酒を飲まずのである。

酒(二等酒)一合 一円十銭

おつまみもの 四十五銭

税金 四十五銭

四時から始めるのである。行列を作つて待つてしていると、まず券をくれる。何しろ、焼跡のなかの浅草なのだから、それに目立たぬ場所のせいもあるう。行列もほんのわずかの人数だった。券に金をそえて出すと、一合徳利と、つまみものを盛つた皿をくれる。冷酒だった。コップに入れて飲む。つまみはもやし(大きな豆のもやしで、もやしと言つても固かつた)と何だかわからない肉のようなものをませたもの、箸がないから手でつかんで食べる。

「一本は、並べば飲める。しかし、あとは『顔』である。……『あれは、どういう人?』と聞いてみると『区役所の人……』」。

後から悠然と入つて来て、飲んでいる人があつて、『委員』(国民酒場委員)に聞いてみると『警察の人』……。」
 主計官としての大平は、予算の査定には人一倍きびしい態度をとつた。学校新設予算や育英金の創設には、ぎりぎりまでがんばつて『数字と論理』を通そうとした。時には上司にたてつくことも辞さなかつた。大平が、軍部や役人が時局につけこんで、筋の通らないことをゴリ押しするのに強い反感を抱いた例は興亜院時代にもしばしば見られたが、主計官としては意固地なぐらいその態度を守ろうとした。

これに反して、間税部長としての大平の民間への対応は、細やかな配慮にあふれ、人情に満ちたものであつた。享楽停止令で浮いた酒がそのままだったら、軍か、あるいは軍需産業用にまわされてしまうのを、彼は一般大衆愛飲家にふりむけた。そして、階級や職業にかかわらず一般の愛飲家に公平に酒を提供することを考えた。しかもその成功は、彼が料飲

業者とその従業員、酒屋などの苦しい状態を深く理解しつつ、いずれにも利益がはかれるような仕組みを作りだしたことによってもたらされたのである。

一方に敵、他方に温のこの態度は、むしろその対象が異なる故に、矛盾するものではない。だが、理屈の上ではそうであつても、明確にその使いわけができるようになったところに、大平の行政官としての成長を見てとつても誤りではあるまい。

昭和十九年が進むにつれて、戦局はいよいよ末期的症状を呈するようになり、七月には東条内閣が倒れ、秋からは米軍機B 29の編隊が日本本土の上空に姿をあらわし、爆弾の雨を降らせるようになった。昭和二十年の二月二十三日には、大手町の東京財務局の庁舎も、焼夷弾の直撃を受け全焼した。

「大切な書類や文房具、印刷機などを納めていた鉄筋の地下室にも火が入り、猛火につつまれた。もしこれが焼けてしまつたら、明日からの事務の執行にも支障が出る。その日は日曜であつたが、たまたま出勤していた私は当直の職員を督促して、神田川からバケツのリレーをし、懸命の消火に努めたが、とても火勢に追いつけるものではなかつた。そこでお濠ぼりばたに居合わせた消防ポンプのところに駆けつけ、協力を求めたが、消防手も疲れきつていて、いくら頼んでも動いてくれそうもない。

その瞬間、私は先刻守衛の一人がマンホールに清酒の壺をしまっていたのを思い出した。とつさの判断で「わずかだが酒があります。消火に協力してくれたら、それを差し上げたい」と申し出たところ、消防手はいったん巻き上げてしまったホースを巻きもどし、それを皇居の外濠におろして改めて消火に当ってくれた。そのため、幸い地下室の消火に成功した。おかげで私は、池田局長から表彰状（とともに一金五拾円）をもらったが、思わざる「酒の功德」に与かることができた一コマであつた。」（『私の履歴書』）

もっとも、のちにこの文章が発表されたとき、消防関係者の一人から「われわれは決して酒をもらったから消火したわ

けではない」という抗議があった。これまた当然の言い分であろう。

当時、大平は横浜の家をたたみ、牛込にあった志げ子夫人の実家の隣に住んでいた。

「私の家の前には川合玉堂画伯、左横隣には歌舞伎の中村吉右衛門丈、右横隣には古河財閥の総帥古河從純氏がそれぞれ住まっておられた。古河家には大きい立派な防空壕がつくられていて、私の家族は、よくその防空壕を利用してもらっていた。昭和二十年五月の空襲の時、私は正樹を連れて例の防空壕に退避したのであるが、彼は私の制するのも聞かないで壕から抜け出し、東京の夜空を真昼のように真赤に染めて降りそそぐ爆弾の雨を見ながら、『お父さん、綺麗だよ。出て見な』といいながら手をたたいているのである。」(同前)

いよいよ帝都も危険になったので、大平は、妻と子供を岩手県東磐井郡川崎村薄衣の岳父の実家に疎開させた。「親類には醤油屋もあれば食料品店もあり、薬屋もあれば呉服屋もあるという具合で、何不自由なく戦争末期をすごさせてもらった」と大平は書いている。